

富山大学杉谷キャンパス放射線管理委員会規則

平成17年10月1日制定 平成18年4月1日改正
平成19年5月14日改正 平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正 平成24年10月1日改正
平成26年6月24日改正 平成27年4月16日改正
令和元年9月24日改正 令和5年3月29日改正
令和7年1月23日改正

(設置)

第1条 富山大学杉谷（医薬系）キャンパス（附属病院を除く。）における放射線障害の防止に関する事項及び核燃料物質の計量管理に関する事項について審議し，その実施に関し指導及び助言をするため，富山大学杉谷キャンパス放射線管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 管理委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット長
- (2) 富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット長補佐 1人
- (3) 医学部教授会及び薬学部教授会から選出された教員 各2人
- (4) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教員 1人
- (5) 富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニットの放射線取扱主任者

2 前項第3号及び第4号の委員は，学長が任命する。

(任期)

第3条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 管理委員会に委員長を置き，第2条第1項第3号及び第4号の委員のうちから互選により選出する。

2 委員長に事故があるとき，又は出張等により不在のときは，あらかじめ，委員長が第2条第1項第3号及び第4号の委員のうちから，その職務を代理する者（以下「委員長代理者」という。）を選任するものとする。

3 委員長は，管理委員会を招集し，その議長となる。

(審議事項)

第5条 管理委員会は，次に掲げる事項を審議する。

- (1) 放射線障害の防止に関する諸規程の制定，改正及び廃止に関する事項
- (2) 放射線施設及びエックス線装置の新設又は改廃等に関する事項
- (3) 核燃料物質の計量管理に関する事項
- (4) 教育及び訓練に関する事項
- (5) 放射線障害の防止に係る健康管理に関する事項
- (6) 異常時及び事故時等に関する調査及び措置に関する事項
- (7) 放射線障害の防止に係る学長への答申又は具申に関する事項
- (8) その他放射線障害の防止に関する事項

(議事)

第6条 管理委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、3分の1以上の委員から開催の要請があったときは、管理委員会を招集しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、委員長は、放射線取扱主任者から開催の要請があったときは、管理委員会を招集しなければならない。

(委員以外の出席)

第7条 管理委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求め、報告又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 管理委員会の事務は、研究推進部研究振興課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、管理委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学放射線管理委員会規程第2条第1項第3号及び第4号に規定する委員であった者は、この規則第2条第1項第3号及び第4号に規定する委員とみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年5月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、大学院医学薬学研究部教授会医学系教授部会及び大学院医学薬学研究部教授会薬学系教授部会から選出された委員については、第2条第1項3号に規定する医学部教授会及び薬学部教授会から選出されたものとみなす。ただし、任期は第3条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 23 日から施行する。